

令和6年12月10日

関係市町の長 様

一般財団法人広島県環境保全公社理事長

一般廃棄物埋立処分業務委託契約書の変更について（通知）

平素から当公社の最終処分場をご利用いただき、感謝申し上げます。

貴市（町）で排出された令和6年度分の一般廃棄物処分の委託について、令和6年4月1日付けで委託契約書を締結したところですが、令和7年2月1日から受入廃棄物等の入力などを行う受入システムを変更（以下「新システム」という。）することに伴い、委託契約書の一部記載内容を変更する必要があります。

ついては、以下のとおり、新システムに対応した処分基本契約書に変更したいので、契約内容をご確認いただき、異存がなければ、別添の契約書2部に押印し、1部返送をお願いします。

《委託契約書の変更内容》

（処分量の算定）

変更後は、変更前のアンダーライン部分を修正

<p>【変更前（現在）】</p>	<p>第7条 甲が処分場に搬入した一般廃棄物等の処分量は、乙の計量機により総重量及び空車重量を計測し、次の計算式により算定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">処分量＝総重量－空車重量</p> <p>2 処分料金算定の基礎となる処分量は、前項の計算式に基づき一般廃棄物の種類毎の処分量を月毎に集計したものとし、<u>小数点以下のトン数の取扱いは、小数点以下第1位の値が5未満の場合は切り捨て、5以上の場合は切上げるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（ただし、月毎の集計量が1トン未満の場合は全て切上げとする。）</u></p>
<p>【変更後】</p>	<p>第7条 甲が処分場に搬入した一般廃棄物等の処分量は、乙の計量機により総重量及び空車重量を計測し、次の計算式により算定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">処分量＝総重量－空車重量</p> <p>2 処分料金算定の基礎となる処分量は、前項の計算式に基づき一般廃棄物の種類毎の処分量を月毎に集計したものとする。</p>